

仕様書

1 委託業務の名称

文化拠点の活性化事業の企画推進業務

2 履行期間

契約の日から令和9年3月31日まで

3 委託金額の上限

5,700,000円(税込)

4 委託料の支払条件

原則、本市において成果物の検収が完了したのち、受託者からの請求により支払う。

ただし、業務遂行に当たり、事前に資金を必要とすると認められる場合は、委託金額の50%を上限に前金払も可とする。

5 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施すべき内容について最低限度の基準を定めたものであるため、留意すること。

6 事業概要

京都市内には、ギャラリー、ライブハウス、クラブ、ミニシアターや小劇場など、「スモールコミュニティ」の核となる場が点在しており、この公共的な空間において、日々多様な人々が交流し、つながることで、豊かな文化が育まれてきた。

しかしながら、家賃、建物の維持管理費や人件費などの経済的問題をはじめ、その存在が知られていないという広報・周知の問題、後継者不足などにより、その存続が危ぶまれているものも少なくない。また、市場経済では成立しにくくなっている、文化芸術の要素を多分に含んだ喫茶店、書店なども市内に多数存在している。(こうした文化拠点を、以下「場」という。)

スモールコミュニティが形成される場にはクリエイティブな人材や地域住民など、多層的なつながりがあり、この場を維持・継承することが都市全体の魅力・活力の向上につながる。

本取組では、これらの場を、京都の価値である「スモールコミュニティ」の核となる存在として持続・活性化させることで、人々がつどい、交じることを目的とする。

7 委託内容

文化拠点の活性化事業の企画推進業務に係る以下の業務を行うこと。

- (1) 京都に精通する方々にインタビューを実施するなど、市内にある文化的な「いきつけ」となっている場をリサーチし、50件程度リストアップすること。なお、リサーチをする際には、分野が偏らないよう方法を工夫すること。
- (2) 京都のコアなファンや場に興味のある方、芸術系の大学生等を対象に、リサーチで得た場をめぐるツアーを年3～5回程度開催すること。ツアーでは、場の運営者とコミュニケーションが取れるようにするなど、その場のファンになってもらえるような工夫をすること。
- (3) リサーチやツアーから得た情報をまとめ、デザイン性のあるレポートを紙媒体(A5サイズ 16～28 ページ程度の冊子 5,000部)及び電子データで作成し、適切な箇所で配布・公開を行うこと。
- (4) 業務を推進するに当たってのスケジュール管理や関係者、関係団体との調整等の進

抄管理を行うこと。

- (5) 事業を実施するに当たっては、リサーチの過程を含め、SNS等を積極的に活用し、事業の広報を行うこと（印刷物がある場合は、内容や数量を本市と協議のうえ決定する）。

8 提出物

- (1) 広報印刷物、リサーチ結果をまとめたレポート等
データ及び書面等により、作成後速やかに提出すること。
- (2) 実施報告書
本業務終了後、データ及び書面により、速やかに提出すること。
なお、別途本市と協議のうえ決定した事項については、随時報告すること。
※ 報告書については事前に案を作成し、本市担当職員の承認を得た後に本成果物として提出すること。
- (3) 業務完了届（様式あり）及び請求書
業務終了後、データ及び書面により速やかに提出すること。
- (4) その他本市が指示するもの
上記のほか、本市からの指示に応じて本業務に関する資料を提出すること。

9 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たり、制作した著作物等に係る一切の権利は本市が保有し、当該データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。
- (2) 受託者は、本業務についての秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表及び転用しないこと。
- (3) 業務遂行に当たっては、本市と綿密な情報交換を行うとともに、企画・広報内容の決定など判断を要する場合、本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、京都市の担当者に確認し、その指示に従うこと。
- (4) 各種法令及び基準等を守ること。

10 非常時対応について

自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に、適切な措置を講じること。また、事業開催に関し、損害賠償保険、傷害保険等必要な保険に加入しておくこと。

11 その他

本仕様書に規定のない事項又は本仕様書の規定に疑義がある場合、両者協議のうえこれを定めることとし、もし、協議が調わない場合は本市が定めるものとする。